地階を徐く階数は三以下としなければならない。 ただし、 鉄骨造、 鉄筋コンクリー ト造その他の構造の

無一 適用の範囲

等の件

薄板軽量形調造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める

萬子

国土交通大臣 林

皿 Ш

平成十三年

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、薄板軽量 形調造の建築物及び建築物の部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十一までに定め 、併せて司令第八十一条第一頃ただし書の規定に基づき、第十二第一号イに定める構造計算を許容応力度等 計算と、第十二第一号口に定める構造計算を限界耐力計算とそれぞれ同等以上に安全さを確かめることがで きるものとして指定し、同今第三十六条第二項第二号の規定に基づき、第十一に定める規定を耐久性等関係 規定として指定する。

国土交通省告示第 叩

第三 材料

臣の認定を受けた構造方法

により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性が確かめられたものとして国土交通大

四 耐久性等関係規定に適合し、かつ、建築基準法施行令(以下「令」という。) 第八十一条の二の規定

構造方法

三 耐久性等関係規定に適合し、かつ、第十二第一号口に規定する構造計算により安全性が確かめられた

確かめられた構造方法(延べ面積を三千平方メートル以下としたものに限る。)

ll 第三から第十一までに定めるところによるほか、第十二第一号イに規定する構造計算により安全性が

一 第三から第十一までに定めるところによる構造方法

ばならない。

薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次のいずれかに該当するものとしなけれ

第二 適用

一部に、屋根版、床版その他これらに類する部分として用いる場合にあっては、この限りでない。

			寸法(単位 ミリメートル)		
野国 の 形状		か を	個わ	中	リップ高さ
\bigcirc		年 沿	人 九	四四十五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
\Box		無 光	<u>ل</u> _	IIIO	

を確かめた場合は、この限りでない。

一次の表の○項付ら○回済までのいずれか又はこれらに類する断面の形状とし、それぞれ当該下欄に掲げ

る寸法以上とすること。ただし、第十二第一号イに規定する構造計算を行い構造耐力上安全であること

一 厚さは○・四ミリメートル以上二・三ミリメートル未満とすること。

に定めるところによらなければならない。

構造耐力上主要な部分に用いる鋼材は、折れ、ゆがみ等による耐力上の欠点のないものとするほか、次

第四屋根版、床版及び耐力壁の配置

四 耐力上支障のある断面欠損を設けないものとすること。

材の公称板厚の数値以上とするものとする。

う。)とすること。この場合において、薄板鋼材の曲げ部分またはかしめ部分の内法寸法は当該薄板鍋にあっては、冷間でのロールフォーミング加工又はプレス加工によるもの(以下「薄板軽量形鍋」とい三、第一号に該当する鋼材(以下「薄板鋼材」という。)を、前号の表に規定する形状等に成形する場合

	٦	届に有効に抵抗することをリップ(フランジの局部座			
		同じ。)付き溝形て設けた部分をいう。以下目的としてウェブと対向し	<0	IIIO	
		Z I	大九	EIO	
(Ħ)		リップ付きて形	八七	凹〇	

一 厚さ○・八ミリメートル以上の薄板鍋材を用いること。

は、次に定めるところによらなければならない。

構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材(たて枠、床根太、たるきその他の枠組材を除く。)

第五 柱等

力壁相互を構造耐力上有効に緊結すること。

一 両才是の「音はは、虱こな」で(13本と同意以上の性角を有でる反然文は、「屋糸を合む」で言い、

二 耐力壁の上部には、頭つなぎ(これと同等以上の性能を有する床組又は小屋組を含む。)を設け、耐

十二平方メートル以下とすること。

l 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁により囲まれた部分の水平投影面積は七

ばならない。

た屋根版、床版及び耐力壁を釣合い良く配置し、かつ、耐力壁は、次に定めるところにより配置しなけれ合板、構造用パネルその他これらに類する材料(以下「構造用合板等」という。)とを有効に組み合わせ定する構造計算を行い構造耐力上安全であることを確かめた場合を除き、薄板鋼材による枠組材と構造用軸組、床組及び小屋ばり組には、全ての方向の水平力に対して安全であるように、第十二第一号イに規

第七 耐力壁等

置を講じなければならない。

二 小屋組には振れ止めを設け、又はこれと同等以上に水平力に対して安全であることが確かめられた措

であることが確かめられた場合は、この限りでない。

を持った構造としなければならない。ただし、第十二第一号イに定める構造計算を行い構造耐力上安全

構造耐力上有効に耐力壁、柱又は横架材(最下階の床版にあっては、基礎)に伝えることができる剛性

構造耐力上主要な部分である屋根版及び床版には構造用合板等を用い、水平力によって生ずる応力を

沿船 屋根板及び床板

形調を構造耐力上有効に組み合わせた場合を含む。)は、この限りでない。

み合わせたものを用いること。ただし、これらと同等以上の断面性能を有する部材(二以上の薄板軽量

三 薄板軽量形調のうち、第三第二号の表に規定する角形のもの又は二本のリップつき溝形をウェブで組

あっては二百五十以下とすること。

ll 圧縮材(圧縮力を負担する部材をいう。)の有効細長比を、柱にあっては二百以下、柱以外のものに

	周囲の枠の	組材との接合の方法
壁材の種類	按台具	電 慶

- ll 使用する壁材の種類及び周囲の枠組材との接合は、次の表に定めるところによること。
- 八 構造耐力上支障のある関口部を設けないものとすること。
- ロ 五十センチメートル以内の間隔で配置したたて枠に緊結すること。
- イ 長さは、四十五センチメートル以上とすること。

方法による耐力壁とすることができる。

第十二第一号イに規定する構造計算を行い構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、当該構造

接合の方法に応じて二に掲げる表と同等以上の効力を有するものであることを確かめた場合であって、

一耐力壁は次に定める構造としなければならない。ただし、使用する壁材の種類及び周囲の枠組材との

耐力上安全なものとした薄板軽量形調造による壁とすることができる。以内の外周の部分以外の部分の壁は、これに作用する荷重及び外力に対して、前号の規定に準じ、構造ものを含む。)としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル二、地階の壁は、一体の鉄筋コンクリート造(二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結した

			壁材の外周部分にあっては二二
		ドリリングタッ ピンな	・五センチメートル以下、その
	厚さ九ミリメートル以上の構造用合板	じ	他の部分は四五センチメートル
\Box	、構造用パネル及びパーティクルボー		≾⊬
	ド又は厚さ七ミリメートル以上のミデ		壁材の外周部分にあっては七・
	ィアムデンシティー ファイバーボード	スクリューくぎ	五センチメートル以下、その他
			の部分は一五センチメートル以
			
	厚さ一二・五ミリメートル以上のせっ	ホリリングタッ ピンな	壁材の外周部分にあっては一五
	こうボード(枠組材の両面に打ちつけ	ファンングがションギ	センチメートル以下、その他の
	たものに限る。)		部分は三〇センチメートル以下

第八 士台

一(構造耐力上主要な部分である薄板軽量形鋼の接合は、ドリリングタッピンねじ又はスクリューくぎ(

第九 接合

ばならない。 - ボルトは、その間隔をニメートル以下として、かつ、隅角部及び土台の継ぎ手の部分に配置しなけれと同等以上の付着強度を有するアンカーボルトで緊結しなければならない。この場合において、アンカニ 土台は、基礎に径十二ミリメートル以上、長さ二十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれ

応力を有効に伝達する構造とした場合においては、この限りでない。ただし、当該柱の脚部及び耐力壁の下枠として設けた枠組材を基礎に緊結した場合又は床版を設け存在れら以上の寸法で接合に支障がないことが確かめられた木材を使用した土台を設けなければならない。という。)に規定する寸法形式二〇四、二〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合する木材又はこ造用製材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示策六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁で最下階の部分に使用するものの下部には、枠組壁工法構

- ② ドリリングタッピンねじは三本以上用い、釣合い良く配置すること。
- ① 径四ミリメートル以上のドリリングタッピンねじを用いること。
- ロ 第五に規定する部材相互の継手又は仕口の接合 次による。
- に配置すること。
- ③ ウェブ部分の接合にあっては、ドリリングタッピンねじを三十センチメートル以下の間隔で二列
- 置すること。
- ② フランジ部分の接合にあっては、ドリリングタッピンねじを三十センチメートル以下の間隔で配
- ① 役団ミリメートル以上のドリリングタッピンなじを用いること。
- イ 第五第三号の規定による組み合わせ材とする場合の材軸方向の接合 次による。

構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

それぞれ次に定めるところによらなければならない。ただし、第十二第一号イに定める構造計算を行いうに打ち抜くことによって部材相互を構造耐力上有効に密着するものとするほか、接合の種類に応じて以下「ねじ等」という。)を用い、薄板軽量形鋼を垂直に、かつ、当該ねじ等の先端が十分に埋まるよ

緊結の方法

耐力壁とする場合を徐く。) 次による。

ミリメートル以上のものを用いること。

- 次の表によること。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せ
- ドリリングタッピンねじにあっては径四ミリメートル以上、スクリューくぎにあっては径二・五
- 八 枠組材と土台又は頭つなぎ及び枠組材と構造用合板等との材軸方向の接合(第七第一号に規定する
- ガセットプレート等を介した接合とする場合、接合する横架材等の文が大きい場合その他これら に類する構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれのある場合にあっては、当該部分を調販添 え板等によって補強すること。
- **タッピンねじ八本以上、 横架材、 基礎又は土台に対して当該嗣阪添え板に止め付けた径十二ミリメ** ートルのボルトを介して緊結したものとすること。
- 柱の仕口にあっては、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板添え板を用い、柱に対してドリリング

			ねじ等の本数	ねじ等の間隔	
が張りる場合		ない等	(単位 一メ	(単位 三リ	許容せん断耐力
		の種類	ートルにつき	≺ - ∠⇒)	
			₩)		
	土台又は頭つな	ホ ココソ <i>が</i> を シ			一メートル当たり
枠組材と	ぎが鋼材等の場	アンない ーニーングバイバ	1<		l, 100114-
土台又は	∢п	カソギコ			エン
頭つなぎ	土台又は頭つな	ホココソ グ を シ			
	ぎが木材等の場		<		
	∢□	カソな こ			
		ホリコングをシ		一五〇以下	一メートル当たり
	外周部の場合	カソな こ		1 4021	九五〇ニュートン
枠組材と		スクリューくぎ		HO以下	
構造用合	外周部以外の場	ホ ココソ <i>を</i> シ		1110021F	一メートル当たり
板等	合	ルソな い		1110031	匂わ柏ハュー ヤン
	γп	スクリューくぎ		100以下	

ニ イから八までに掲げる以外の継手又は仕口の接合 存在応力を伝えるよう緊結したものとすること

- l 構造耐力上主要な部分に木材を使用する場合にあっては、次によらなければならない。
- 第十 防食処置等

又は溶接による接合

0

れのない場合は、一・五倍)以上とすること。

造上有害な曲がり、ゆがみ、剥離及びずれが生じないことが確かめられたものによる接合であって、当該部分の摩擦力を考慮し、第十二に規定する構造計算によって当該部分に構

- ロ 圧着後のかしめ(薄板鍋材の曲げ半径を内法寸法で当該薄板形鍋の板厚以上としたものに限る。)
- マ 平成十二年建設省告示第千四百六十四号に規定するボルト接合(ばね座金を用いるものに限る。)
- 、適用しない。 | 第一号の想定は、次のいすれかに設当する接合て前各号でと同等以上の耐力を存する接合とした場合は
- 三 第一号の規定は、次のいずれかに該当する接合で前各号と同等以上の耐力を有する接合とした場合は
- の平板部分の縁端部までの距離のうち最短のものをいう。)は、当該ねじ等の径の三倍(端抜けのおそ二 前号の接合におけるなじ等相互の距離及び続端距離(当該なじ等の中心部から接合する漢称軽量形象
- 二 前号の接合におけるねじ等相互の距離及び縁端距離(当該ねじ等の中心部から接合する薄板軽量形調

- 構造耐力上主要な部分である薄板調材にあっては、日本工業規格は三三〇二(溶融亜鉛めっき調板及 が開まり 一九九八に定めるZ二七又はこれと同等以上の処理を行ったものとしなければならない。た
- ll 腐食のおそれのある部分及び常時湿潤の状態となるおそれのある部分の部材を繋結するための金物 (くぎを徐く。)には、有効なさび止め処置を講じなければならない。
- ならない。
- 八 地面から一メートル以内の構造耐力上主要な部分(床根太及び床材を除く。)には、有効な防腐処 置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための処置を講じなければ
- 処理を施した旨の表示がしてあるものを用いなければならない。ただし、可規格に規定する寸法型式 四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものを用いる場合においては、防腐剤塗布、浸せきその他これ に類する防腐処理を施したものによることができる。
- **二**°

ロ 土台には、枠組壁工法構造用製材規格に規定する防腐処理又はこれと同等以上の効力を有する防腐

イ 士台がべた基礎又は布基礎と接する面には、防水紙その他これに類するものを用いなければならな。

第十二 構造計算

第十の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第十一 耐久性等関係規定の指定

い材料を用いなければならない。

四、構造耐力上主要な部分である薄板鋼材の接合に用いるねじ等にあっては、薄板鋼材の防錆上支障のな

他の防食上有効な措置を講じなければならない。

材料の接触による腐食のおそれのある場合にあっては、クロロプレン系ゴムシート等を用いた絶縁その

三 構造耐力上主要な部分である薄板鋼材のうちコンクリート、木材防腐剤その他これらに類する異種の

のおそれのない構造

又は断続的に湿潤の状態となるおそれのある部分になく雨水の浸入その他水分による薄板鋼材の腐食

- ロ 屋外に面する部分(防水シートその他これに類するもので有効に防水されていない部分を含む。)
- **イ 構造用合板等により被覆し、衝撃、接触、摩擦等による処理面の損傷のおそれのない構造**
- だし、次に掲げる条件に該当する構造とした場合は、この限りでない。

- 。この場合において、構造耐力上主要な部分に薄板軽量形調を用いる部分にあっては、次号に定める当
- イ 令第八十二条に規定する許容応力度等計算
- 今第八十二条の六に規定する限界耐力計算

よって計算した数値としなければならない。

板要素の有効幅(単位 ミリメートル)

板要素の幅(単位 ミリメートル)

be = $0.86 \frac{b}{p \lambda}$

Q

- 前号の有効幅は、当該断面における板要素の外端部からとるものとし、その長さは、次に定める式に

この式において、be、b及びらは、それぞれ次の数値を表すものとする。

恢要素の一般化幅厚比として次に掲げる式によって計算した数値

- 該部分の有効幅を考慮しなければならない。
- 薄板軽量形調造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算は、次のいずれかに掲げる構造計算とする

日 ヤング係数(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

ド 第五号に定める板要素の座屈係数

この式において、k、m、t、b及びは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$\sigma_{p} = k\pi^{2}E \frac{\left(\frac{t}{b}\right)^{2}}{12(1-v^{2})}$$

- ヤソ)

P 次の式によって計算した板要素の弾性座屈強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュ

ートルにつきニュートン)

早成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度(単位 一平方ミリメ

この式において、F及び 6は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$_{p}\lambda = \sqrt{\frac{F}{\sigma_{p}}}$$

度の数値とする。

- 圧縮材の座屈の許容応力度は、次の表の数値(第五号ただし書の規定による場合、壁のたて枠材と して使用され薄板軽量形調として対をなす二面が構造用合板等により拘束される場合、床根太、屋根 たるき、天井野縁等として使用され曲げを受ける薄板軽量形調の圧縮側が構造用合板等により拘束さ れる場合若しくはこれらに類する場合又はこれらに類する場合を除き、今第九十六条に規定する圧縮 の材料強度の数値の〇・四倍の数値を超える場合においては、当該数値)を圧縮材の座屈の許容応力
- 第一号に規定する構造計算を行う場合に用いる薄板軽量形鋼の許容応力度は、今第三章第八節第三款

板要素の幅(単位 ミリメートル) ポアッソン比

板要素の板厚(単位 ミリメートル)

の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

日 曲げ材の座屈の許容応力度は、次の表の数値(第五号ただし書の規定による場合、壁のたて枠材と

この式において、しは、第五号に規定する圧縮材の弾性座屈強度を表すものとする。

$$_{c}\lambda = \sqrt{\frac{F}{\sigma_{c}}}$$

次の式によって計算した圧縮材の一般化細長比した。

につきニュートン) ト 平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度(単位 一平方ミリメートル

この表において、F及び 0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

圧縮材の一般化有効細長比	ニュートン) 一平方ミリメートルにつき材の座屈の許容応力度(単位長期に生ずる力に対する圧縮	ミリメートルにつきニュートン)座屈の許容応力度(単位 一平方短期に生ずる力に対する圧縮材の
cλ 1.3 6 弊 (II	$(1 - 0.237_{\rm c} \lambda^2) \frac{\rm F}{1.62}$	座屈の許容応力度の数値の一・五長期に生ずる力に対する圧縮材の
c λ > 1.3 6 弊 (III	$\frac{1}{c\lambda^2} \cdot \frac{F}{1.62}$	倍とする。 関尾の言をにブ原の数値の1、五

この表において、F及びりは、それぞれ次の数値を表すものとする。

につきニュートン) F 平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度(単位 一平方ミリメートル

b λ > 1.3 6 弊 ⟨Π	$\frac{1}{{}{b}\lambda^{2}}\cdot\frac{F}{1.5}$	・五倍とする。の座屈の許容応力度の数値の一
_b λ 1.3 6 弊 ⟨ロ	$(1 - 0.237_b \lambda^2) \frac{F}{1.5}$	長期に生ずる力に対する圧縮材
	イ カ)	→ ⟩)
曲げ材の一般化有効細長比	平方ミリメートルにつきニュー	平方ミリメートルにつきニュー
	の座屈の許容応力度(単位)	の座屈の許容応力度(単位)一
	長期に生ずる力に対する曲げ材	短期に生ずる力に対する曲げ材

の材料強度の数値の〇・四倍の数値を超える場合においては、当該数値)とする。

れる場合若しくはこれらに類する場合又はこれらに類する場合を除き、今第九十六条に規定する圧縮たるき、天井野縁等として使用され曲げを受ける薄板軽量形鋼の圧縮側が構造用合板等により拘束さして使用され薄板軽量形鋼として対をなす二面が構造用合板等により拘束される場合、床根太、屋根

にし か 川 ロー ナン)

早成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度(単位 一平方ミリメー

	長期に生ずる力に対する曲け材	短期に生ずる力に対する曲け材	
曲げ材のウェブの一般化有効細	のウェブのせん断座屈の許容応	のウェブのせん断座屈の許容応	
献 另	力度(単位 一平方ミリメート	力度(単位 一平方ミリメート	
	少にしきニュートン)	少につきニュートン)	
ωλ 1.4 6 野仙	$\frac{0.83}{_{\rm w}\lambda} \cdot \frac{\rm F}{1.5\sqrt{3}}$	の座屈の許容応力度の数値の一長期に生ずる力に対する圧縮材	
w λ > 1.4 6 野仙	$\frac{1.16}{_{\rm w}\lambda^2}\cdot\frac{\rm F}{1.5\sqrt{3}}$	・五倍とする。	
この表において、F及びw は	て、F及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。		

断の許容応力度の数値を超える場合においては、当該数値)とする。

曲げ材のウェブのせん断に対する座屈の許容応力度は、次の表の数値(令第九十条に規定するせん

		154111 C 334 3	長期に生ずる力に対する支圧の許	
		支圧の形式	容応力度(単位 一平方ミリメー	容応力度(単位 一平方ミリメー
			トルにつきニュートン)	トルにつきニュートン)
		ボルトによって接合さ		
		れる薄板軽量形鋼のボ		長期に生ずる力に対する支圧の許
	\bigcirc	ルトの軸部に接触する	日	容応力度の数値の一・五倍とする。 長期は生でる力は対する。
	(-	面に支圧が生ずる場合	1.05	るの方はの数位の一、五倍してる
		その他これに類する場		
		⟨□		
١	Į.			l l

薄板軽量形鍋の支圧の許容応力度は、次の表の数値(◯頂において異種の鍋材等が接合する場合に

この式において、wは、第五号に規定する曲げ材のウェブの弾性座屈強度を表すものとす

$$_{\rm w} \lambda = \sqrt{\frac{F}{\sigma_{\rm s}}}$$

次の式によって計算した曲げ材の一般化細長比

おいては、小さい値となる数値)とする。

	場合()に掲げる場合以外の	т [-	
•	この表において、Fは、	平成十二年建設省告示第二千四百六	十四号第一に規定する基準強度(単

位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。

ホ ドリリングタッピンねじを用いた接合部のせん断及び引張りの許容応力度は、次の表の数値とする

0

長期に生ずる	9力に対する許容応力度(単位 一平方三	短期に生ずる力に対する許容応力度(単位	
シメート サア	うき ニュー トン)	一平方ミリメートルに	らうき (コートン)
引張り	せん帮	引張り	サん帮
	$2.2\eta^{0.5}(t_2/d)^{1.5}F$		
	$0.43\{0.6 + 12(t_2/d)\} \cdot (t_1/d)F$	長期に生ずる力に対す	s る許容応力度の数値の
$0.4F_{\rm sc}$	$0.43\{1.5 + 6.7(t_1/d)\} \cdot (t_2/d)F$	一・五倍とする。	
	$F_{\rm sc}/1.5\sqrt{3}$		
	のうちいずれか小さい数値		

圧縮材の一般化有効細長比	トルにつきニュートン) 圧縮材の座屈の材料強度(単位	一平方ミリメー
c λ 1.3 6 弊 (II		$(1 - 0.237{\rm c} \lambda^2)$ F
c λ > 1.3 6 弊 (II		$\frac{1}{c\lambda^2}F$

イ 圧縮材の座屈の材料強度は、次の表の数値とする。

定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

四 第一号に規定する構造計算を行う場合に用いる薄板軽量形鋼の材料強度は、今第三章第八節第四款の規

 $\eta = 3.1 - 5.6(t_1/t_2) + 3.5(t_1/t_2)^2$ ロ ドリリングタップンなじの呼び(単位 ミリメートル) → なじ頭側の鋼材の板厚(単位 ミリメートル) **せる ねじ先側の鍋材の板厚(単位 ミリメートル)**

FSC ドリリングタッピンねじの基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン) 接合する鋼材の厚さの比率の影響係数で、次に定める式によって計算した数値

F 平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度(単位 一平方ミリメートル にし か ロュー ナン)

この表において、F、FS∪、、、d、t-及びt2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

に生ずる力に対するそれぞれの許容応力度の数値とする。

ホ ドリリングタッピンねじを用いた接合部のせん断及び引張りの材料強度は、前号ホに規定する短期

の数値とする。

ニ 薄板軽量形銅の支圧の許容応力度は、前号ニに規定する短期に生ずる力に対する支圧の許容応力度

げ材のウェブの座屈の許容応力度の数値とする。

人 曲げ材のウェブのせん断に対する座屈の材料強度は、前号八に規定する短期に生ずる力に対する由

の数値とする。

- ロ 曲げ材の座屈の材料強度は、前号口に規定する短期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度
- この式において、 しは、第五号に規定する圧縮材の弾性座屈強度を表すものとする。

$$_{c}\lambda = \sqrt{\frac{F}{\sigma_{c}}}$$

- o 次の式によって計算した圧縮材の一般化細長比につきニュートン)
- 平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第三に規定する基準強度(単位 一平方ミリメートル
- この表において、F及び
 らは、それぞれ次の数値を表すものとする。

曲げ材のウェブ リップ 圧縮を受ける溝形のフランジ及びリップ溝形鋼のウェブ ウェブ 圧縮を受ける角形及びリップ溝形のフランジ及び

第三号イの圧縮材の座屈の許容応力度の計算に用いる弾性座屈強度は、次の表の①頃から①頃まで

次の表に掲げる数値とする。

断面内の位置

イ 第二号の有効幅の計算に用いる板要素の座屈係数は、当該板要素の断面内の位置に応じ、それぞれ

板要素の座屈係数

ることができる。

及び座屈等に関する拘束の状況等を考慮し固有値解析等の手法によって算出した場合は、当該数値とす座屈係数及び弾性座屈強度は、次に定めるところによらなければならない。ただし、材料の周囲の接合五 第二号に規定する有効幅、第三号に規定する許容応力度及び前号に規定する材料強度の計算に用いる

 $\sigma_{\rm f} = \frac{\pi^2 E}{\left(\ell_{\rm k}/i\right)^2}$

 $\sigma_{ft} = \frac{\sigma_{fx} \cdot \sigma_t}{\sigma_{fx} + \sigma_t}$

 $\sigma_{t} = \frac{G J + \pi^{2} E Cw / \ell_{t}^{2}}{A r_{0}^{2}}$

弾性なじり楽団 弾性曲げなじり座団 この表において、E、1k、i、G、J、Cw、1t、A、Lo及び F×は、それぞれ次の数値 を表すものとする。 ロ ヤング係数(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン) **ニト 曲げ座屈に対する有効座屈長さ(単位 ミリメートル)** : 曲げ座屈が生ずる部材軸に対する断面二次半径(単位 ミリメートル) U せん断弾性係数(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン) コ サンブナンのなじれ定数(単位 ミリメートルの四乗) ∪≥ 曲げねじり定数 (単位 ミリメートルの六乗) **ユセ ねじれに対する有効座屈長さ(単位 ミリメートル)**

座屈の状態

弾性曲が倒田

に掲げる座田の状態に応じた式によって計算した数値のうちいずれか小さいものとすること。

コュートン

弾性座屈強度(単位 一平方ミリメートルにつき

▲ 部材の断面積(単位 平方ミリメートル)

└○ 次に定める式によって計算した数値(単位 ミリメートル)

$$r_{o} = \sqrt{i_{x}^{2} + i_{y}^{2} + x_{o}^{2}}$$

この式において、i×、i>及び×oは、それぞれ次の数値を表すものとする。

in× 強軸回りの断面二次半径(単位 ミリメートル)

ニソ 弱軸回りの断面二次半径(単位 ミリメートル)

×o 部材断面における重心とせん断中心間の距離(単位 ミリメートル)

←× 次に定める式によって計算した強軸回りの弾性曲げ座屈強度(単位 一平方ミリメート

少につきニュー トン)

$$\sigma_{fx} = \frac{\pi^2 E}{\left(\ell_{kx} / i_x\right)^2}$$

する。 この式において、1k×は、強軸回りの曲げ座屈に対する有効座屈長さの数値を表すものと

八 第三号口の曲げ材の座屈の許容応力度の計算に用いる弾性座屈強度は、次の表の①項及び①項に掲

ユー イン

げる部村の断面の形状に応じた式によって計算した数値のうちいずれか小さなものとすること。

断面の形状

弾性座屈強度(単位 一平方ミリメートルにつきこ

 \Box ① 国に掲げる形状以外の形状 $\frac{\sigma^1}{ \text{ 在形、 薫形その他にれらに類する二軸又は} }$

この表において、「は、次の式によって計算した数値とする。

$$\sigma_1 = \frac{Cb \; r_o \; A}{Z_x \sqrt{\sigma_{fy} \; \sigma_t}}$$

る。 この式において、Cb、ro、A、Z×、 f >及び tは、それぞれ次の数値を表すものとす)

しゅ 次の式によって計算した修正係数

 $(\mathbf{M})^2$

Cb = 1.75 - 1.05
$$\left(\frac{M_2}{M_1}\right)$$
 + 0.3 $\left(\frac{M_2}{M_1}\right)^2$

強軸回りの曲げモーメントを表すものとする。この式において、M2及びM1は、それぞれ座屈区間端部における小さい方及び大きい方の

Lo 日の表に規定するLoの式によって計算した数値

▲ 部村の断面積(単位 平方ミリメートル)

ス× 曲げを受ける軸に対する断面二次モーメント (単位 ミリメートルの四乗)

チッ 曲げを受ける軸に直交する軸に対する弾性曲げ座屈強度として次の式によって計算した

数值

```
ートルにつきニュートン)

・ ロの表に規定する もの式によって計算した弾性ねじり座屈強度(単位 一平方ミリメ・1 ) 曲げ部材の曲げを受ける軸に直交する軸に対する断面二次半径(単位 ミリメートル) この式において、1ky及び:yは、それぞれ次の数値を表すものとする。
```

二 第三号八の曲げ材のウェブのせん断に対する座屈の許容応力度の計算に用いる弾性座屈強度は、次

の式によって計算した数値とすること。

$$\sigma_{s} = \frac{k_{v} \pi^{2} E(t/h)^{2}}{12(1-v^{2})}$$

この式において、 S、ky、E、t、h及び は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- s 弾性座屈強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
- ×> 倒屈係数として五・三とした数値
- E ヤング係数(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

この告示は、公布の日から施行する。

ポアッソン比

遥遥

ト ウェブの幅(単位 ミリメートル)

t ウェブの厚さ(単位 ミリメートル)